

論文

第1次大戦後のインフレーション期の ドイツにおける保険業企業の役員兼任の構造 —— 他社の監査役会での人的結合 ——

山崎敏夫*

要旨

トップ・マネジメント機関である監査役会における役員兼任は、ドイツの「協調的資本主義」としての特質を規定する重要な要素をなすものとなってきた。ことに、他社の監査役会における大銀行の役員兼任による人的結合関係の構築は、産業と銀行の間の密接な結びつき、産業企業間の結びつきにおいても重要な役割を果たしてきた。そのような銀行の重要な役割とともに、保険業の大企業も、資本所有のみならず役員兼任による人的結合によって銀行や産業企業との緊密な関係を築いてきた。この点は、「ドイツ株式会社」(“Deutschland AG”)と呼ばれる企業体制における保険会社の役割にも示されている。それゆえ、ドイツを代表する大手保険会社が他社の監査役会においてどのような役員兼任による企業間人的結合関係を形成してきたのかということが、重要な問題となってくる。

筆者は、前稿(山崎敏夫「独占資本主義への移行期のドイツにおける保険業企業の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』, 第59巻第3号, 2020年9月)において、20世紀初頭の独占資本主義への移行期における代表的な保険会社であるアリアンツとミュンヘン再保険の2社の役員(監査役会および取締役会のメンバー)がどの産業のいかなる企業の監査役会においてどのような職位によって直接兼任関係を築いていたのか、また他社の監査役会においてこれらの保険会社2社の間でどのような間接兼任の関係が成立していたのかという点の分析を行った。本稿では、第1次大戦後のインフレーション期を対象として、大銀行の役員兼任との比較の視点から、これら2大保険会社の役員兼任による企業間人的結合の構造を考察し、その特徴を明らかにしていく。本稿での考察は、次稿以降において予定しているナチス期、さらには第2次大戦後の時期の分析とともに、歴史的な比較研究の一環をなすものである。

* 立命館大学経営学部 教授

キーワード

監査役会 銀行 産業・銀行間関係 人的結合 ドイツ 保険業 役員兼任

目 次

- I 問題の所在
- II 保険業企業の役員の直接兼任構造
 - 1 アリアンツ役員の直接兼任の構造
 - 2 ミュンヘン再保険役員の直接兼任の構造
- III 保険業企業間の役員の間接兼任構造
 - アリアンツとミュンヘン再保険の間の間接兼任構造——
- IV 役員兼任からみた第1次大戦後のインフレーション期におけるドイツの保険業の企業間関係——大銀行との比較

I 問題の所在

ドイツの産業集中体制は同国資本主義の「協調的」特質と深くかかわる重要な要素をなすものである。企業間関係、企業間結合の特殊的なあり方はそのひとつの基軸をなすものであるが、それは、産業と銀行間の関係、産業企業間の関係のみならず、保険業の企業と銀行や産業企業との間の関係にもみられる。同国では、銀行の役員によるさまざまな産業の企業のトップ・マネジメント機関における兼任のみならず、銀行の監査役会においても産業企業の役員による兼任がみられる¹⁾。そのような状況のもとで、産業企業の役員による他社の監査役会における兼任も多くみられる²⁾。また保険業の大企業の役員兼任も、企業間の関係、人的結合関係において重要な位置を占めてきた。

ドイツでは、第2次大戦後の時期には、資本所有と人的結合の両面における産業・銀行間の関係、共同決定制度のもとでの労使協調的なシステムにみられる特徴的な体制が存在してきた。そのような企業体制は、「ドイツ株式会社」(“Deutschland AG”)とも呼ばれ³⁾、同国に特有のコーポレート・ガバナンスの機構を構成する重要な要素をなすとともに、資本市場の圧力が増大するなかにあっても、経営の自律性を維持する上での重要な基盤を形成してきた。1950年代以降、一方におけるドイツ銀行とともに他方におけるミュンヘン再保険会社およびアリアンツでもって「ドイツ株式会社」の中核が形成されてきた。このように、保険会社も銀行と同様にそのような企業体制にとって重要な位置を占めてきたとされている⁴⁾。競争企業間の人的結合の形成においては、銀行や保険会社の取締役が重要な役割を果たすことも多くみられたとする指摘も存在する⁵⁾。また、大銀行や保険会社といった金融機関を媒介にした産業コンツェルン間の協調も築かれてきたとする指摘もみられる⁶⁾。

このように、ドイツにおける役員兼任による人的結合、それを基礎にした企業間関係の構造の把握という点では、大銀行のみならず保険業の代表的企業の役員兼任による企業間人的

結合の解明も、重要な問題となってくる。その意味でも、20世紀初頭の独占資本主義への移行期から今日に至る保険業大企業の役員兼任構造の歴史的分析が研究上の重要な課題となる。これまでの研究では、ドイツの保険業における大企業の経営業務の展開に関するいくつかの重要な研究成果はみられるが、保険会社の役員兼任の重要性は指摘されながらも、その構造についての具体的な考察は本格的にはなされてはこなかった⁷⁾。筆者はすでに、大銀行との比較の視点のもとに、20世紀初頭の時期のドイツ保険業の代表的企業であるアリアンツ (Allianz Versicherungs-AG) とミュンヘン再保険 (Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft) の2社の役員 (監査役会および取締役会のメンバー) が他社の監査役会においてどのような兼任関係を築いていたのかという点の考察を行っている⁸⁾。それをふまえて、本稿では、歴史的な比較の視点から、第1次大戦後のインフレーション期におけるこれらの保険会社2社の役員兼任の構造について分析を行う。

もとより、役員兼任による企業間人的結合においては、監査役会や取締役会のメンバーである役員による他社の監査役会における直接兼任が基本をなす。そのような兼任に加えて、異なる企業の監査役会あるいは取締役会のメンバーである2人の人物がともにこれら2社とは異なる他社のコントロール機関である監査役会のメンバーである場合、あるいは業務執行機関である取締役会のメンバーとなっている場合には、間接的な人的結合である間接兼任が成立することになる⁹⁾。このようなかたちでの人的結合によって、他社において兼任関係を成立させている企業同士の間で情報のやりとりや協調の可能性が互いに開かれることにもなりうるのであり、間接兼任構造も企業間人的結合の把握にとって重要な意味をもつ。それゆえ、本稿では、役員直接兼任と間接兼任の考察とおして、保険業における大企業の企業間人的結合の構造を分析する。こうした考察は、次稿において予定しているナチス期、さらには第2次大戦後の時期の分析とともに、歴史的な比較研究の一環をなすものである。

ここで、本稿の分析において依拠する主要な資料について述べておくことにしよう。ドイツ企業の監査役・取締役などの情報源をなす資料として、人名録に相当する H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsräte 1922* (Finanz-Verlag-Gesellschaft, Berlin, 1922) がある。本稿では、この資料に基づいて保険業の代表的企業2社の役員兼任による企業間人的結合の構造の分析を行う¹⁰⁾。

以下では、まずⅡにおいて、アリアンツとミュンヘン再保険という当時の代表的な保険会社の役員 (監査役会および取締役会のメンバー) が他社の監査役会において直接兼任をとおしてどのような人的結合関係を形成していたのかという点について、考察を行う。それをふまえて、Ⅲでは、これら2つの保険会社の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任の構造についてみていく。Ⅳでは、ⅡおよびⅢにおいて明らかにされる保険業の企業の役員兼任による企業間人的結合の構造をふまえて、第1次大戦後のインフレーション期における保険業企業

と産業企業、銀行の間の関係の特徴を明らかにする。

II 保険業企業の役員の間接兼任構造

1 アリアンツ役員の間接兼任の構造

II では、まず第 1 次大戦後のドイツにおける最も代表的な保険業企業のひとつであるアリアンツの監査役会と取締役会を構成する役員の間接兼任による人的結合の構造について考察を行う。同社の監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において間接兼任の関係にあったケースをみると (表 1 参照)、その企業数は 169 社であり、合計 184 件の兼任関係が成立していた。77 社において合計 82 件の兼任がみられた 20 世紀初頭の独占資本主義への移行期¹¹⁾との比較でみると、企業数と兼任件数のいずれをみても、かなり多くなっている。合計 169 社において 184 件となっていた兼任の産業別内訳をみると、炭鉱業が 13 社で 16 件、鉄鋼業が 15 社で 17 件、金属産業・金属加工業が 2 社で 2 件、化学産業が 14 社で 14 件、電機産業が 6 社で 7 件、自動車産業が 1 社で 1 件、機械産業が 10 社で 10 件、造船業が 1 社で 1 件、食品産業が 1 社で 1 件、醸造業が 7 社で 7 件、流通業が 2 社で 2 件、銀行業が 34 社で 40 件、保険業が 16 社で 18 件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が 4

表 1 アリアンツ役員 (監査役会・取締役会のメンバー) による他社の監査役会における間接兼任の状況

産 業	兼任状況	監査役会 会長	監査役会 副会長	監査役	監査役会の 職位全体 ^{※)}
炭 鉱 業	1 社 1 件	1 社 1 件	11 社 14 件	13 社 16 件	
鉄 鋼 業	—	2 社 2 件	13 社 15 件	15 社 17 件	
金 属 産 業 ・ 金 属 加 工 業	1 社 1 件	—	1 社 1 件	2 社 2 件	
化 学 産 業	2 社 2 件	4 社 4 件	8 社 8 件	14 社 14 件	
電 機 産 業	1 社 1 件	1 社 1 件	5 社 5 件	6 社 7 件	
自 動 車 産 業	1 社 1 件	—	—	1 社 1 件	
機 械 産 業	5 社 5 件	3 社 3 件	2 社 2 件	10 社 10 件	
造 船 産 業	1 社 1 件	—	—	1 社 1 件	
食 品 産 業	—	—	1 社 1 件	1 社 1 件	
醸 造 産 業	2 社 2 件	—	5 社 5 件	7 社 7 件	
流 通 産 業	1 社 1 件	—	1 社 1 件	2 社 2 件	
銀 行 産 業	8 社 8 件	1 社 1 件	27 社 31 件	34 社 40 件	
保 険 産 業	1 社 1 件	2 社 2 件	13 社 15 件	16 社 18 件	
電力業・ガス産業・エネルギー産業	1 社 1 件	—	3 社 4 件	4 社 5 件	
交 通 産 業	8 社 8 件	1 社 1 件	9 社 9 件	18 社 18 件	
そ の 他 の 産 業	9 社 9 件	7 社 7 件	9 社 9 件	25 社 25 件	
全 産 業	42 社 42 件	22 社 22 件	108 社 120 件	169 社 184 件	

(注) : ※) 2 件以上の兼任ポストがある企業が存在するため、兼任のみられる企業全体の数は各職位別の企業数の合計と一致しない場合がある。

(出所) : H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsräte 1922*, Finanz-Verlag-Gesellschaft, Berlin, 1922, *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

社で5件、交通業が18社で18件、その他の産業が25社で25件となっている。多岐にわたる産業のなかでも、銀行業の企業での兼任がとくに多かったが、アリアンツと同業種の保険業のほか、炭鉱業、鉄鋼業、化学産業、機械産業、交通業において多くの企業との兼任が成立しており、ドイツ資本主義の基幹産業である重化学工業部門との関係が強かったといえる。

監査役会の職位との関連でみると、監査役会会長のポストによる兼任のケースは、炭鉱業では1社、金属産業・金属加工業では1社、化学産業では2社、電機産業では1社、自動車産業では1社、機械産業では5社、造船業では1社、醸造業では2社、流通業では1社、銀行業では8社、保険業では1社、電力業・ガス産業・エネルギー産業では1社、交通業では8社、その他の産業では9社でみられ、各社1件であり、合計42社で42件となっていた。合計21社で21件となっていた独占資本主義への移行期¹²⁾と比べると、その数はかなり多くなっている。なかでも、銀行業ではDresdner Bank、保険業ではMünchener Rückversicherungs-Gesellschaftといった企業において、監査役会会長のポストによる兼任関係がみられた。

また監査役会副会長のポストによる兼任のケースは、炭鉱業では1社、鉄鋼業では2社、化学産業では4社、電機産業では1社、機械産業では3社、銀行業では1社、保険業では2社、交通業では1社、その他の産業では7社でみられ、各社1件であり、合計22社で22件となっていた。その数は、合計9社において9件となっていた独占資本主義への移行期¹³⁾との比較では多くなっている。そのなかには、電機産業のAEG (Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft) のような当該産業の最も代表的な企業もみられた。

さらに監査役のポストによる兼任のケースは、炭鉱業では11社で14件、鉄鋼業では13社で15件、金属産業・金属加工業では1社で1件、化学産業では8社で8件、電機産業では5社で5件、機械産業では2社で2件、食品産業では1社で1件、醸造業では5社で5件、流通業では1社で1件、銀行業では27社で31件、保険業では13社で15件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では3社で4件、交通業では9社で9件、その他の産業では9社で9件となっており、合計で108社において120件となっていた。合計50社で52件となっていた独占資本主義への移行期¹⁴⁾との比較でみると、企業数と件数のいずれにおいてもかなり多かった。これらの企業のなかには、炭鉱業ではGelsenkirchener Bergwerks-AG, Harpener Bergbau AG, 鉄鋼業では, Mannesmannröhrenwerke, Rheinische Stahlwerke, Phönix, AG für Bergbau- und Hüttenbetrieb, Bochumer Verein für Bergbau und Gußstahlfabrikation, 銀行業では, Deutsche Bank, 電力業・ガス産業・エネルギー産業では Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG のような当該業種・産業の著名な企業がみられた。

表 2 アリアンツ役員（監査役会・取締役会のメンバー）による他社の監査役会における 2 件以上の直接兼任のケース

産 業	兼任件数	2 件	3 件	4 件	合 計
炭 鋳 業		3 社 6 件	—	—	3 社 6 件
鉄 鋼 業		—	1 社 3 件	—	1 社 3 件
電 機 産 業		1 社 2 件	—	—	1 社 2 件
銀 行 業		2 社 4 件	—	1 社 4 件	3 社 8 件
保 険 業		—	—	1 社 4 件	1 社 4 件
電力業・ガス産業・エネルギー産業		1 社 2 件	—	—	1 社 2 件
全 産 業		7 社 14 件	1 社 3 件	2 社 8 件	10 社 25 件

(出所) : H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), a.a.O., *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

一方、アリアンツの役員（監査役会および取締役会のメンバー）が同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任の関係を成立させていた企業をみると（表 2 参照），その数は 10 社であり，合計 25 件の兼任関係がみられた。合計 4 社において 9 件となっていた独占資本主義への移行期¹⁵⁾ と比べると，その数はかなり多くなっている。10 社において合計 25 件となっていた兼任の産業別の内訳をみると，炭鋳業が 3 社で 6 件，鉄鋼業が 1 社で 3 件，電機産業が 1 社で 2 件，銀行業が 3 社で 8 件，保険業が 1 社で 4 件，電力業・ガス産業・エネルギー産業が 1 社で 2 件となっていた。

2 件以上の兼任がみられた企業を兼任件数別にみると，3 件以上の兼任があった企業は 3 社みられ，総件数は 11 件であった。合計 4 件の兼任が存在していた企業は，銀行業の Allianz Lebensversicherungsbank AG，保険業の Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft の 2 社であった。合計 3 件の兼任がみられた企業は鉄鋼業の Deutsch-Luxemburgische Bergwerks- und Hütten-AG の 1 社であった。これらの企業以外の 7 社は，合計 2 件の兼任関係の存在する企業であった。それを産業別にみると，炭鋳業が 3 社，電機産業が 1 社，銀行業が 2 社，電力業・ガス産業・エネルギー産業が 1 社であった。

兼任のポストを考慮に入ると，合計 4 件の兼任が成立していた企業は Allianz Lebensversicherungsbank AG，Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft の 2 社であり，いずれにおいても，1 つの監査役会会長と 3 つの監査役のポストによる兼任関係がみられた。合計 3 件の兼任が成立していた企業は鉄鋼業の Deutsch-Luxemburgische Bergwerks- und Hütten-AG であり，3 つの監査役のポストによる兼任関係がみられた。

2 件の兼任が成立していた企業 7 社をみると，電機産業の AEG では監査役会副会長と監査役のポストによる兼任がみられたのに対して，炭鋳業の Gelsenkirchner Bergwerks-AG，Rheinische AG für Braunkohlenbergbau und Brikettfabrikation，Braunschweigische Kohlenwerke (Helmstedt) (Braunschweigische Kohlen-Bergwerke)，銀行業の Deutsche Versicherungsbank AG，Hermes Kreditversicherungsbank AG，電力業・ガス産業・エネルギー産業の

Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG の6社では、いずれにおいても、2つの監査役のポストによる兼任が成立していた。

また2件以上の兼任が成立していた企業をアリアンツの監査役会メンバーによるものに限定してみると、そのような企業は9社みられ、合計22件の兼任関係が成立していた。そのような兼任が4社において合計9件みられた独占資本主義への移行期¹⁶⁾と比べると、その数は多くなっている。9社において合計22件となっていた兼任の産業別内訳をみると、炭鉱業では3社で6件、鉄鋼業では1社で3件、電機産業では1社で2件、銀行業では2社で6件、保険業では1社で3件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では1社で2件となっていた。また兼任件数別にみると、合計4件の兼任が成立していた企業は1社、3件の兼任が成立していた企業は2社、2件の兼任が成立していた企業は6社であった。

合計4件の兼任が成立していた企業は銀行業のAllianz Lebensversicherungsbank AGであり、1つの監査役会会長と3つの監査役のポストによる兼任関係がみられた。3件の兼任が成立していた企業は、保険業のMünchener Rückversicherungs-Gesellschaft、鉄鋼業のDeutsch-Luxemburgische Bergwerks- und Hütten-AGの2社であり、前者では1つの監査役会会長と3つの監査役のポストによる兼任となっていたのに対して、後者では、3つの監査役のポストによる兼任となっていた。残りの6社は合計2件の兼任となっていた企業であるが、電機産業のAEGでは監査役会副会長と監査役のポストによる兼任がみられたのに対して、炭鉱業のGelsenkirchner Bergwerks-AG、Rheinische AG für Braunkohlenbergbau und Brikettfabrikation、Braunschweigische Kohlenwerke (Braunschweigische Kohlen-Bergwerke)、銀行業のDeutsche Versicherungsbank AG、電力業・ガス産業・エネルギー産業のRheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AGでは、いずれにおいても、2つの監査役のポストによる兼任が成立していた。

アリアンツの監査役会および取締役会のメンバーが同一企業の監査役会において2件以上の直接兼任をもつ上述のケースとの比較でみると、兼任件数が少なくなっている企業がみられる。それは、保険業のMünchener Rückversicherungs-Gesellschaftであった。同社では、監査役のポストによる1件分の兼任が少なくなっていた。それ以外の8社では、兼任の状況は、アリアンツの監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において2件以上の兼任関係を築いていた上述のケースに一致している。

このように、アリアンツの役員の間による人的結合は多くの産業におよんでいたが、それぞれの産業において互いに競争関係にあるさまざまな企業との監査役会ポストによる人的結合関係を金融関連以外の部門についてみると、つぎの点を指摘することができる。炭鉱業では、Gelsenkirchner Bergwerks-AG、Harpener Bergbau AGという競争関係にある代表的

な企業との兼任関係があり、そのいずれもが監査役ポストによるものであったが、前者とは 2 つのポストによる人的結合関係となっていた。鉄鋼業では、Mannesmannröhren-Werke, Rheinische Stahlwerke, Bochumer Verein für Bergbau und Gußstahlfabrikation, “Phoenix” AG für Bergbau- und Hüttenbetrieb などの企業との兼任関係がみられた。銀行業では、最大手企業である Dresdner Bank, Deutsche Bank において兼任関係が成立していたが、前者では監査役会会長のポストによって、後者では監査役のポストによる兼任がみられた。同一産業の競争関係にある企業の監査役会ポストによる兼任関係はさらに多くの企業でみられ、そのような兼任関係は、さまざまな産業における主要企業の監査役会のポストを利用しての情報の入手・共有の可能性という点において、強固な基盤を築いてきたといえる。

2 ミュンヘン再保険役員 の直接兼任の構造

つぎに、2 では、ミュンヘン再保険の役員による他社の監査役会での直接兼任について考察を行う。同行の監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において直接兼任の関係にあったケースをみると (表 3 参照)、その企業数は 50 社となっており、合計 55 件の兼任関係が成立していた。169 社において 184 件の兼任関係が成立していたアリアンツの場合との比較では、兼任のみられた企業数も総件数もかなり少なかった。一方、33 社において合計 38 件の兼任関係が成立していた独占資本主義への移行期¹⁷⁾ と比べると、企業数も件数も多かった。50 社において合計 55 件となっていた兼任の産業別内訳をみると、炭鉱業が 3 社で 3 件、鉄鋼業が 5 社で 5 件、化学産業が 2 社で 2 件、電機産業が 1 社で 1 件、機械産業が 1 社で 1

表 3 ミュンヘン再保険役員 (監査役会・取締役会のメンバー) による他社の監査役会における直接兼任の状況

産業		兼任状況	監査役会 会長	監査役会 副会長	監査役	監査役会の 職位全体 ^{※)}
炭	鉱	業	—	—	3 社 3 件	3 社 3 件
鉄	鋼	業	1 社 1 件	—	4 社 4 件	5 社 5 件
化	学	産 業	1 社 1 件	1 社 1 件	—	2 社 2 件
電	機	産 業	—	—	1 社 1 件	1 社 1 件
機	械	産 業	—	—	1 社 1 件	1 社 1 件
食	品	産 業	—	—	1 社 1 件	1 社 1 件
醸	造	業	1 社 1 件	—	1 社 1 件	2 社 2 件
銀	行	業	2 社 2 件	—	12 社 13 件	13 社 15 件
保	険	業	1 社 1 件	2 社 2 件	15 社 17 件	17 社 20 件
電力業・ガス産業・エネルギー産業			—	—	1 社 1 件	1 社 1 件
交 通		業	—	—	1 社 1 件	1 社 1 件
そ の 他 の 産 業			—	—	3 社 3 件	3 社 3 件
全 産 業			6 社 6 件	3 社 3 件	43 社 46 件	50 社 55 件

(注) : ※) 2 件以上の兼任ポストがある企業が存在するため、兼任のみられる企業全体の数は各職位別の企業数の合計と一致しない場合がある。

(出所) : H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), a.a.O., *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

件、食品産業が1社で1件、醸造業が2社で2件、銀行業が13社で15件、保険業が17社で20件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が1社で1件、交通業が1社で1件、その他の産業が3社で3件となっている。ミュンヘン再保険と同業種である保険業や銀行業の企業との兼任関係が多くみられ、他の産業とは比べものにならないほどに顕著であったが、このことは、金融機関に属する同社の業種の特性を反映しているといえる。

監査役会の職位との関連でみると、監査役会会長のポストによる兼任のケースは、鉄鋼業では1社、化学産業では1社、醸造業では1社、銀行業では2社、保険業では1社でみられ、各社1件であり、合計6社で6件となっていた。合計42社において42件となっていたアリアンツの場合との比較でみると、兼任が成立していた企業数と件数のいずれでみてもかなり少なかった。また11社において合計11件となっていた独占資本主義への移行期のミュンヘン再保険の状況¹⁸⁾との比較では、企業数も件数も少なくなっている。合計6社で6件みられた監査役会会長のポストによる兼任のなかには、銀行業ではAllianz Lebensversicherungsbank AG、保険業ではAllianz Versicherungs-AGという、ミュンヘン再保険と同業種の保険業の最大手企業のひとつであるアリアンツやその銀行部門の子会社である企業との兼任関係がみられた。

また監査役会副会長のポストによる兼任のケースは、化学産業では1社、保険業では2社でみられ、各社1件であり、合計3社で3件となっていた。合計22社において22件となっていたアリアンツの場合との比較でみると、兼任が成立していた企業数と件数のいずれでみてもかなり少なかった。また6社において合計6件となっていた独占資本主義への移行期のミュンヘン再保険の状況¹⁹⁾と比べると、企業数も件数も少なかった。合計3社で3件みられた監査役会副会長のポストによる兼任のなかには、ミュンヘン再保険と同業種の“Globus”, Versicherungs-AG, “Kraft” Versicherungs-AG des Automobilclubsという保険業の企業との兼任がみられた。

さらに監査役会のポストによる兼任のケースは、炭鉱業では3社で3件、鉄鋼業では4社で4件、電機産業では1社で1件、機械産業では1社で1件、食品産業では1社で1件、醸造業では1社で1件、銀行業では12社で13件、保険業では15社で17件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では1社で1件、交通業では1社で1件、その他の産業では3社で3件となっており、合計で43社において46件となっていた。合計108社において120件となっていたアリアンツの場合との比較でみると、兼任が成立していた企業数と件数のいずれでみてもかなり少なかった。また19社において合計21件となっていた独占資本主義への移行期のミュンヘン再保険の状況²⁰⁾との比較では、企業数も件数もかなり多くなっている。合計43社で46件みられた監査役会のポストによる兼任のなかには、炭鉱業ではGelsenkirchener Bergwerks-AG、鉄鋼業ではBochumer Verein für Bergbau und Gußstahlfabrikation、電機産業では

表 4 ミュンヘン再保険役員 (監査役会・取締役会のメンバー) による他社の監査役会における 2 件以上の直接兼任のケース

産 業	兼任件数	2 件	4 件	合 計
銀 行 業		2 社 4 件	—	2 社 4 件
保 険 業		—	1 社 4 件	1 社 4 件
全 産 業		2 社 4 件	1 社 4 件	3 社 8 件

(出所) : H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), a.a.O., *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

AEG, 機械産業では Maschinenfabrik Augsburg-Nürnberg (MAN), 銀行業では Dresdner Bank, 保険業では Allianz Versicherungs-AG, 電力業・ガス産業・エネルギー産業では Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG のような当該業種・産業の著名な企業がみられた。

一方, ミュンヘン再保険の役員 (監査役会および取締役会のメンバー) が同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任がみられた企業をみると (表 4 参照), その数は 3 社であり, 兼任の総件数は 8 件となっていた。10 社において合計 25 件の兼任関係がみられたアリアンツと比べると, 企業数と件数のいずれでみてもかなり少なかった。また 3 社において合計 8 件となっていた独占資本主義への移行期のミュンヘン再保険の状況²¹⁾ との比較では, 企業数も件数も同じであった。3 社において合計 8 件となっていた兼任の産業別内訳をみると, 銀行業が 2 社で 4 件, 保険業が 1 社で 4 件となっていた。

兼任件数別にみると, 4 件の兼任が成立していた企業は, ミュンヘン再保険と同業種である保険業の Allianz Versicherungs-AG であり, 監査役会会長と 3 つの監査役のポストによる兼任がみられた。銀行業の Süddeutsche Bodencreditbank, Hermes Kreditversicherungsbank AG は, いずれも合計 2 件の兼任関係が成立していた企業であったが, 前者では, それぞれ 1 つの監査役会会長と監査役のポストによって, 後者では 2 つの監査役のポストによって兼任関係が築かれていた。

また 2 件以上の兼任が成立していた企業をミュンヘン再保険の監査役会メンバーによるものに限定しておくとして, そのようなケースは 2 社においてみられ, 合計 5 件の兼任関係が成立していた。9 社において合計 22 件となっていたアリアンツと比べると, 企業数と件数のいずれも少なかった。2 社において合計 6 件となっていた独占資本主義への移行期のミュンヘン再保険の状況²²⁾ との比較では, 企業数と件数にはあまり差はなかった。保険業の Allianz Versicherungs-AG では, 監査役会会長と 2 つの監査役のポストによる合計 3 件の兼任関係がみられた。銀行業の Süddeutsche Bodencreditbank では, それぞれ 1 つの監査役会会長と監査役のポストによる 2 件の兼任関係が築かれていた。

ミュンヘン再保険の監査役会および取締役会のメンバーが同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任を行っていた上述のケースとの比較でみると, Allianz Versicherungs-AG では, 監査役のポ

ストによる1件分の兼任が少なかった。一方、Süddeutsche Bodencreditbankでは、兼任件数は、ミュンヘン再保険の監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において2件以上の兼任関係を築いていた上述のケースと一致している。

Ⅲ 保険業企業間の役員の間接兼任構造

——アリアンツとミュンヘン再保険の間接兼任構造——

これまでの考察において、アリアンツ、ミュンヘン再保険という保険業の最も代表的な企業の役員（監査役会および取締役会のメンバー）が他社の監査役会において直接兼任をとおしてどのような人的結合関係を形成していたのかという点についてみてきた。それをふまえて、Ⅲでは、これら2つの保険会社の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任の構造について分析を行うことにする。

アリアンツとミュンヘン再保険の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任は44社においてみられ、総件数は102件であった（表5参照）。21社において合計45件となっていた独占資本主義への移行期²³⁾との比較では、企業数と件数のいずれにおいてもかなり多くなっており、約2倍に増加している。

44社におい合計102件となっていた間接兼任の状況を産業別の内訳でみると、炭鉱業が3社で9件、鉄鋼業が4社で10件、化学産業が1社で2件、電機産業が1社で3件、食品産業が1社で2件、醸造業が2社で4件、銀行業が13社で33件、保険業が15社で30件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が1社で3件、交通業が1社で2件、その他の産業が2社で4件であった。ただ、後述するように、これらの企業のなかには、アリアンツとミュンヘン再

表5 アリアンツとミュンヘン再保険の間で他社の監査役会において成立している間接兼任の状況

産業	兼任件数	2件	3件	4件	5件	合計
炭 鉱 業	—	—	3社9件	—	—	3社9件
鉄 鋼 業	3社6件	—	—	1社4件	—	4社10件
化 学 産 業	1社2件	—	—	—	—	1社2件
電 機 産 業	—	—	1社3件	—	—	1社3件
食 品 産 業	1社2件	—	—	—	—	1社2件
醸 造 業	2社4件	—	—	—	—	2社4件
銀 行 業	9社18件	—	2社6件	1社4件	1社5件	13社33件
保 険 業	15社30件	—	—	—	—	15社30件
電力業・ガス産業・エネルギー産業	—	—	1社3件	—	—	1社3件
交 通 業	1社2件	—	—	—	—	1社2件
そ の 他 の 産 業	2社4件	—	—	—	—	2社4件
全 産 業	34社68件	7社21件	2社8件	1社5件	—	44社102件

(出所)：H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), a.a.O., *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

保険の両社の監査役会ポストを有する同一人物、これら 2 社の監査役会あるいは取締役会のポストを有する同一人物による兼任というかたちになっていたケースもみられたことに注意しておく必要がある。また監査役会の職位との関連でみると、監査役会会長のポストによる兼任は 4 社で 7 件、監査役会副会長のそれは 4 社で 7 件、監査役のそれは 40 社で 88 件であった。44 社において 102 件みられた間接兼任のうち、2 社あわせて 5 件の兼任がみられた企業は 1 社、4 件の兼任がみられた企業は 2 社、3 件の兼任がみられた企業は 7 社、2 件の兼任がみられた企業は 34 社であった。

2 つの保険会社の間で他社の監査役会において間接兼任が成立していたこれらの企業のそれぞれにおいていずれの保険会社が主導地立場にあったのかという点とも深く関係する問題として、これらの保険会社の両者あるいはいずれかが 2 件以上の兼任関係をもつケースに該当する企業をみると、その数 10 社であり、合計 34 件となっていた。そのような企業は、炭鉱業の Gelsenkirchner Bergwerks-AG, Braunschweigische Kohlenwerke, Rheinische AG für Braunkohlenbergbau und Brikettfabrikation, 鉄鋼業の Deutsch-Luxemburgische Bergwerks- und Hütten-AG, 電機産業の AEG, 銀行業の Allianz Lebensversicherungsbank AG, Hermes Kreditversicherungsbank AG, Süddeutsche Bodencreditbank, Deutsche Versicherungsbank AG, 電力業・ガス産業・エネルギー産業の Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG であった。

アリアンツとミュンヘン再保険の 2 社あわせて 5 件の兼任がみられたケースは銀行業の Allianz Lebensversicherungsbank AG であり、そこでは、アリアンツは監査役会会長と 3 つの監査役のポストによって、ミュンヘン再保険は 1 つの監査役のポストによって兼任関係を築いていた。合計 4 件の兼任がみられたケースは、鉄鋼業の Deutsch-Luxemburgische Bergwerks- und Hütten-AG, 銀行業の Hermes Kreditversicherungsbank AG の 2 社であった。Deutsch-Luxemburgische Bergwerks- und Hütten-AG では、アリアンツは 3 つの監査役のポストによって、ミュンヘン再保険は 1 つの監査役のポストによって兼任関係を築いていた。これに対して、Hermes Kreditversicherungsbank AG では、アリアンツとミュンヘン再保険はそれぞれ 2 つの監査役のポストによって兼任関係を築いていた。ただ、同社では、アリアンツとミュンヘン再保険の監査役会あるいは取締役会のポストを有する同一人物による兼任というかたちになっていた。

アリアンツとミュンヘン再保険の 2 社によって合計 3 件の兼任がみられたケースは、炭鉱業の Gelsenkirchner Bergwerks-AG, Braunschweigische Kohlenwerke, Rheinische AG für Braunkohlenbergbau und Brikettfabrikation, 電機産業の AEG, 銀行業の Süddeutsche Bodencreditbank, Deutsche Versicherungsbank AG, 電力業・ガス産業・エネルギー産業の Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG の 7 社であった。Süddeutsche Bodencreditbank

では、アリアンツはそれぞれ1つの監査役会会長と監査役のポストによって、ミュンヘン再保険は監査役会会長のポストによって兼任関係を築いていたのに対して、AEGでは、アリアンツはそれぞれ1つの監査役会副会長と監査役のポストによって、ミュンヘン再保険は監査役会会長のポストによって兼任関係を築いていた。Gelsenkirchner Bergwerks-AG, Braunschweigische Kohlenwerke, Rheinische AG für Braunkohlenbergbau und Brikettfabrikation, Deutsche Versicherungsbank AG, Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AGの5社では、いずれにおいても、アリアンツは2つの監査役のポストによって、ミュンヘン再保険は1つの監査役のポストによって兼任関係を有していた。

残りの34社は、アリアンツとミュンヘン再保険の2社あわせて合計2件の兼任がみられたケースであった。その産業別の内訳をみると、鉄鋼業が3社、化学産業が1社、食品産業が1社、醸造業が2社、銀行業が9社、保険業が15社、交通業が1社、その他の産業が2社であった。

アリアンツとミュンヘン再保険の2社をあわせて合計2件の兼任がみられた企業34社について監査役会の職位を考慮に入れてみると、醸造業のBrauhaus Würzburgでは、アリアンツとミュンヘン再保険はそれぞれ監査役会会長のポストによって兼任関係を有していたが、それは、これらの保険業の2社の監査役会会長となっている同一人物によるものであった。銀行業のDresdner Bankでは、アリアンツは監査役会会長のポストによって、ミュンヘン再保険は監査役のポストによって兼任を行っていた。化学産業のBayerische Stickstoffwerke AG, 保険業の“Globus”, Versicherungs-AG, “Kraft” Versicherungs-AG des Automobilclubsの3社では、いずれにおいても、アリアンツとミュンヘン再保険はそれぞれ監査役会副会長のポストによって兼任関係を有していたが、それは、両社の監査役会ポストを有する同一人物による兼任であった。残りの29社では、いずれにおいても、アリアンツとミュンヘン再保険はそれぞれ1つの監査役のポストによって兼任関係を築いていた。そのようなケースは、鉄鋼業のBochumer Verin für Bergbau und Gußstahlfabrikation, Hohenzollern-Hütte AG, Rawack und Grünfeld AG, 食品産業のGebr. Stollwerck AG, 醸造業のAktienbrauerei zum Löwenbräu, 銀行業のBerliner Hypothekenbank AG, Ostbank für Handel und Gewerbe, Deutsche Schiffpfandbriefbank AG, Badische Feuer-Versicherungs-Bank, Armina Deutsche Lebensversicherungsbank, Bank für Handel und Industrie, Kompaß Allgemeine Garantie-Bank, Nationalbank für Deutschland, 保険業のProvidentia allgemeine Versicherungs-Gesellschaft, “Securitas” Feuer-Versicherungs-AG, “Urania” AG für Kranken-, Unfall- und Lebensversicherung, Assecuranz-Compagnie Mercur, Brandenburger Spiegelglas-Versicherungs-AG, Rigaer Versicherungs-Gesellschaft, Allgemeine Versicherungs-Gesellschaft, Erste Einbruch- und Feuerversicherungs-Gesellschaft, Europäische Güter-

und Reisegepäck-Versicherungs-AG, Berlin, Europäische Güter- und Reisegepäck-Versicherungs-AG, Budapest, Lebensversicherungs-Gesellschaft Pöhnix in Wien, Deutsche Anker Pensions- und Lebens-Versicherungs-AG, Oberrheinische Versicherungs-Gesellschaft, 交通業の Eisenbahn-AG Schaftlach-Gmund-Tegernsee, その他の産業に属する Continentale Wasserwerks-Gesellschaft, Deutsche Auskunfts- (vorm. Dun und Co.) GmbH であった。これら 29 社では、いずれにおいても、アリアンツとミュンヘン再保険の監査役会あるいは取締役会のポストを有する同一人物による兼任というかたちになっていた。

このように、アリアンツとミュンヘン再保険の 2 社あわせて 2 件の兼任関係がみられた企業 34 社のうち、33 社は、これらの保険会社 2 社の監査役会ポストを有する同一人物による兼任となっていた。それゆえ、アリアンツとミュンヘン再保険の異なる監査役会メンバーによる間接兼任が成立していたケースは、銀行業の Dresdner Bank の 1 社のみであった。

IV 役員兼任からみた第 1 次大戦後のインフレーション期における ドイツの保険業の企業間関係——大銀行との比較

これまでの考察において、ドイツの保険業の代表的企業であるアリアンツとミュンヘン再保険を取り上げて、これら 2 社の役員（監査役会および取締役会のメンバー）が他社の監査役会においてどのような兼任関係を築いていたのかという点について、直接兼任と間接兼任の両面からみてきた。本稿での分析をとおして、これら 2 つの大手保険会社の役員兼任による企業間の人的結合の全体構造が明らかにされた。

保険業の 2 社の役員兼任の状況の比較では、直接兼任関係が成立していた企業数と件数をみると、アリアンツの兼任は 169 社において 184 件となっていたのに対して、ミュンヘン再保険の兼任は 50 社において 55 件となっており、アリアンツの兼任はミュンヘン再保険のそれよりも非常に多かった。この点は、監査役会会長、監査役会副会長、監査役のいずれの職位でみてもあてはまる。また監査役会および取締役会のメンバーである役員が同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任の関係を成立させていたケースでも同様の状況がみられ、アリアンツのそのような兼任は 10 社において 25 件となっていたのに対して、ミュンヘン再保険のそれは 3 社において 8 件となっていた。監査役会メンバーによる 2 件以上の兼任がみられたケースでみても同様であり、アリアンツのそのような兼任は 9 社において 22 件みられたが、ミュンヘン再保険のそれは 2 社において 5 件となっていた。

またドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行という大銀行のケースとの比較でいえば、これらの 3 つの銀行間でも、またそれらのいずれかの 2 行の間でも役員の直接兼任はみられなかったのに対して、アリアンツとミュンヘン再保険の間では直接兼任の関係が成立していた

ことが特徴的である。この点は、これらの保険会社の間での強い人的つながりを示すものである。

それゆえ、つぎに、役員兼任による企業間人的結合についての保険業主要企業2社のこのような状況をふまえて、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行という当時の大銀行の役員兼任構造との比較を行うなかで、役員兼任からみた第1次大戦後のインフレーション期における保険業の企業間関係の特徴を明らかにしていくことにしよう。ここでは、本稿で考察を行った保険会社2社のうち兼任のみられた企業数も件数も多かったアリアンツの状況について、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行の役員兼任構造との比較を行うことにしよう。

アリアンツの監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において直接兼任の関係を有していた企業数は169社であり、合計184件であったが、ドイツ銀行の場合の456社において580件、ドレスナー銀行の場合の381社において453件、コメルツ銀行の場合の368社において431件²⁴⁾よりはかなり少なかった。監査役会の職位との関連でも、監査役会会長のポストによる兼任は、アリアンツの場合には42社において42件であったが、ドイツ銀行の場合の135社において136件、ドレスナー銀行の場合の87社において87件、コメルツ銀行の場合の105社において107件²⁵⁾と比べるとかなり少なかった。監査役会副会長のポストによる兼任は、アリアンツの場合には22社において22件であったが、ドイツ銀行の場合の61社において62件、ドレスナー銀行の場合の59社において60件、コメルツ銀行の場合の44社において44件²⁶⁾と比べるとかなり少なかった。監査役のポストによる兼任は、アリアンツの場合には108社において120件であったが、ドイツ銀行の場合の315社において382件、ドレスナー銀行の場合の277社において305件、コメルツ銀行の場合の251社において280件²⁷⁾と比べるとかなり少なかった。ミュンヘン再保険との比較では、兼任のみられた企業数と件数のいずれにおいても、これら3つの銀行の役員による直接兼任はかなり多いものとなっていた。

また監査役会および取締役会のメンバーである役員が同一企業の監査役会において2件以上の直接兼任の関係を成立させていたケースをみると、アリアンツの場合にはそのような兼任は10社において25件となっていたが、ドイツ銀行の場合の83社において207件、ドレスナー銀行の場合の58社において130件、コメルツ銀行の場合の52社において115件²⁸⁾と比べるとかなり少なくなっている。2件以上の兼任が成立していた企業を監査役会メンバーによるものに限定してみた場合でも、アリアンツの場合にはそのような兼任は9社において22件となっていたが、ドイツ銀行の場合の47社において111件、ドレスナー銀行の場合の32社において69件よりはかなり少なかったが、コメルツ銀行の場合の13社において29件²⁹⁾との比較ではあまり大きな差はみられなかった。ミュンヘン再保険との比較では、2件以上の

兼任のみられた企業数と件数のいずれにおいても、これら 3 つの銀行の役員による兼任はかなり多いものとなっていた。

さらにアリアンツとミュンヘン再保険という保険業の最も代表的な企業 2 社の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任の状況を大銀行との比較でみておくことにしよう。ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行のいずれかの 2 行の間での直接兼任関係はみられなかったが、アリアンツとミュンヘン再保険の間では直接兼任の関係が成立していた。そのような 2 社の間の企業間人的結合の上に間接兼任の関係が築かれていた。

アリアンツとミュンヘン再保険の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任は 44 社においてみられ、総件数は 102 件であった。これをドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行という 3 つの大銀行の間、あるいはそのうちのいずれかの 2 行の間で成立していた間接兼任の状況と比較すると、3 つの大銀行間で成立していた間接兼任は 16 社において 70 件となっており、それを除くとドイツ銀行とドレスナー銀行の間のそれは 37 社において 90 件、ドイツ銀行とコメルツ銀行の間のそれは 34 社において 91 件、ドレスナー銀行とコメルツ銀行の間のそれは 23 社において 53 件となっていた。それゆえ、3 行間での間接兼任を加えると、ドイツ銀行とドレスナー銀行の間のそれは 53 社において 141 件、ドイツ銀行とコメルツ銀行の間のそれは 50 社において 137 件、ドレスナー銀行とコメルツ銀行の間のそれは 39 社において 96 件みられたことになる³⁰⁾。44 社において 102 件となっていたアリアンツとミュンヘン再保険の間での間接兼任は、ドイツ銀行とドレスナー銀行の間やドイツ銀行とコメルツ銀行の間のそれと比べると、企業数も件数も少なかったが、ドレスナー銀行とコメルツ銀行の間のそれとの比較ではほぼ同程度であった。その意味でも、他社の監査役会においてこれら 2 つの保険会社の間で成立していた間接兼任は広範囲にみられたともいえる。しかし、大銀行間での間接兼任との比較において注意しておくべき点は、本稿で取り上げた保険業の大手 2 社の間のそれでは両社の監査役会ポストを有する同一人物の兼任役員によるものも多かったという点である。このことは、アリアンツとミュンヘン再保険の間での役員の直接兼任がみられたことによるものであり、3 大銀行の間あるいはそのうちのいずれか 2 行の間での直接兼任が存在しないなかで成立していた間接兼任とは異なっている。

筆者が別稿において分析したように、第 1 次大戦後のインフレーション期については、3 大銀行の監査役会および取締役会のメンバーである役員の直接兼任による人的結合のみられた企業数も総件数のいずれにおいても、独占資本主義への移行期と比べるとかなり多くなっており、企業間の人的結合関係は、むしろ一層広範囲に、また大規模に展開されていたという面がみられた。こうした産業と銀行の関係は、相互に直接兼任の関係が存在しないこれらの銀行間で他社の監査役会において成立していた間接兼任にも反映しており、この点は、3 つの大銀行の間、それら 3 行のうちの 2 行間での間接兼任の多様な広がりという面にも表れている。産業

企業に対する銀行の影響力の低下という従来の研究での理解は、産業企業の資金需要のあり方や企業金融の面ではこのことはほぼ妥当するが、大銀行と産業企業との役員兼任による人的結合という面では、状況は異なっていたという面もみられた。本稿で取り上げた保険業の主要企業2社と3つの大銀行との間の役員兼任にみられる相違は、そのような状況を反映していたともいえる。

このような役員兼任による人的結合の面にみられる産業会社や銀行などの企業との保険業の大企業との関係は、その後の世界恐慌期を経たナチス期にはどのようなものになったのであろうか。ナチス期は、ファシズム体制のもとで国家の統制色が強くなるとともに、1930年代半ばには完全雇用の状況が生み出されるなど、ドイツ資本主義の大きな変化がみられた時期である。そのような問題をめぐっては、保険業の代表的企業の役員による他社の監査役会での直接兼任、さらには保険会社の間で成立していた間接兼任による人的結合の考察をとおして解明することが重要な問題となるが、この点についての具体的な分析は、稿を改めて行うことにしよう。

<注>

- 1) ドイツ大銀行の役員兼任による企業間人的結合の構造については、山崎敏夫『ドイツの企業間関係——企業間人的結合の構造と機能——』森山書店、東京、2019年、山崎敏夫「独占資本主義への移行期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）、第58巻第4号、2019年11月、山崎敏夫「第1次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）、第58巻第5号、2020年1月、山崎敏夫「ナチス期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）、第58巻第6号、2020年3月、山崎敏夫「1965年株式法以前の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）、第57巻第3号、2018年9月、山崎敏夫「1965年株式法以後の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）、第57巻第4号、2018年11月、山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ銀行業、電機産業および自動車産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』（立命館大学）、第58巻第2号、2019年7月、山崎敏夫「ドイツにおける監査役兼任による企業間人的ネットワークと『金融資本』」『比較経営研究』、第44号、2010年3月を参照。
- 2) ドイツの基幹産業部門である鉄鋼業、化学産業、電機産業および自動車産業の役員兼任による企業間人的結合の構造については、山崎、前掲『ドイツの企業間関係』、山崎敏夫「1965年株式法以後の時期におけるドイツ鉄鋼業企業8社の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）、第57巻第5号、2019年1月、山崎敏夫「ドイツ化学産業、電機産業、自動車産業における主要企業の役員兼任の構造——1965年株式法以後の時期における他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）、第57巻第6号、2019年3月、山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ鉄鋼業、化学産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』（立命館大学）、第58巻第3号、2019年9月、山崎、前掲「1965年株式法以後の時期のドイツ銀行業、電機産業および自動車産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」、山崎、前掲「ドイツにおける監査役兼任による企業間人的ネッ

トワークと『金融資本』を参照。

- 3) 例えば, W. Streeck, M. Höpner (Hrsg.), *Alle Macht dem Markt? Fallstudien zur Abwicklung der Deutschland AG*, Campus, Berlin, New York, 2003, R. Zugehör, *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, Opladen, 2003 [風間信隆監訳, 風間信隆・松田 健・清水一之訳『ライン型資本主義の将来——資本市場・共同決定・企業統治——』文眞堂, 2008年], G. Cromme, Corporate Governance in Germany and the German Corporate Governance Code, *Corporate Governance: An International Review*, Vol.13, No.3, May 2005, p.362, M. Adams, Die Usurpation von Aktionärsbefugnissen mittels Ringverflechtung in der Deutschland AG, *Die Aktiengesellschaft*, 39.Jg, Nr.4, 1.4.1994, P. Windolf, Die Zukunft des Rheinischen Kapitalismus, J. Allmendinger, T. Hinz (Hrsg.), *Organisationssoziologie*, Westdeutscher Verlag, Wiesbaden, 2002, J. Beyer, Deutschland AG a.D. Deutsche Bank, Allianz und das Verflechtungszentrum des deutschen Kapitalismus, W. Streeck, M. Höpner (Hrsg.), *a.a.O.*, J. Beyer, Die Strukturen der Deutschland AG. Ein Rückblick auf ein Modell der Unternehmenskontrolle, R. Ahrens, B. Gehlen, A. Reckendrees (Hrsg.), *Die „Deutschland AG“. Historische Annäherung an den bundesdeutschen Kapitalismus*, Klartext-Verlag, Essen, 2013, 海道ノブチカ『ドイツの企業体制——ドイツのコルポレート・ガバナンス——』森山書店, 2005年などを参照。
- 4) B. Eggen-Kämper, G. Modert, S. Pretzlik, *Die Allianz. Geschichte des Unternehmens 1890-2015*, Verlag C.H. Beck, München, 2015, S.248.
- 5) A. Pfannschmidt, *Personelle Verflechtungen über Aufsichtsräte. Mehrfachmandate in deutschen Unternehmen*, Gabler, Wiesbaden, 1993, S.274.
- 6) 佐々木 昇『現代西ドイツ経済論 寡占化と国際化』東洋経済新報社, 1990年, 87ページ参照。
- 7) 例えば, B. Eggen-Kämper, G. Modert, S. Pretzlik, *a.a.O.*, A. Pfannschmidt, *a.a.O.*, G.D. Feldman, *Allians and the German Insurance Business, 1933-1945*, Cambridge University Press, New York, 2001, H. Joly, *Großunternehmer in Deutschland. Soziologie einer industriellen Elite 1933-1989*, Leipziger Universitätsverlag, Leipzig, 1998, S.200-202などを参照。
- 8) 山崎敏夫「独占資本主義への移行期のドイツにおける保険業企業の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第59巻第3号, 2020年9月を参照。
- 9) Vgl. D. Schönwitz, H-J, Weber, *Unternehmenskonzentration, Personelle Verflechtungen und Wettbewerb. Eine Untersuchung auf der Grundlage der hundert größten Konzerne der Bundesrepublik Deutschland*, Nomos Verlagsgesellschaft, 1.Aufl., Baden-Baden, 1982, S.74, S.103, D. Schönwitz, H-J., Weber, Indirekte personelle Verflechtungen zwischen Großunternehmen über Organe der Geschäftsführungskontrolle, *Konjunkturpolitik*, 27.Jg, Heft 1, 1981.
- 10) 本稿では, 企業間の役員兼任の実態については, 人名録にあたる内容が記載されている H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsräte 1922*, Finanz-Verlag-Gesellschaft, Berlin, 1922に依拠して分析を行うが, 兼任, 職位に関する記述の引用ページの記載に関しては, 個別のケースごとに示すことは非常に煩雑となるため, 省略する。なお本稿において考察を行う2つの保険会社の役員, これらの企業の役員の兼任先企業での職位については, 同書の記載は営業報告書等の記載と一致しないこともあるが, 分析の一貫性の確保のために, H. Arendt, C. Mossner 編の資料の記載に基づいて考察を行っている。
- 11) 山崎, 前掲「独占資本主義への移行期のドイツにおける保険業企業の役員兼任の構造」, 36-37ページ。
- 12) 同論文, 37ページ。
- 13) 同論文, 37ページ。
- 14) 同論文, 37ページ。
- 15) 同論文, 38ページ。
- 16) 同論文, 38ページ。
- 17) 同論文, 39ページ。

- 18) 同論文, 39 ページ。
- 19) 同論文, 39-40 ページ。
- 20) 同論文, 39-40 ページ。
- 21) 同論文, 40 ページ。
- 22) 同論文, 40-41 ページ。
- 23) 同論文, 41 ページ。
- 24) 山崎敏夫「第1次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学）, 第58巻第5号, 2020年1月, 23ページ, 31ページ, 37-38ページ。
- 25) 同論文, 23-24 ページ, 31-32 ページ, 38-39 ページ。
- 26) 同論文, 23-24 ページ, 31-32 ページ, 38-39 ページ。
- 27) 同論文, 23-24 ページ, 31-33 ページ, 38-39 ページ。
- 28) 同論文, 25 ページ, 33-34 ページ, 39-40 ページ。
- 29) 同論文, 28 ページ, 35-36 ページ, 42 ページ。
- 30) 同論文, 44 ページ, 46-47 ページ, 49-50 ページ, 53 ページおよび H. Arendt, C. Mossner, *a.a.O.*, を参照。

＜参考文献＞

1 欧文文献（著者名のあるもの）

- Adams, M., Die Usurpation von Aktionärsbefugnissen mittels Ringverflechtung in der Deutschland AG. In: *Die Aktiengesellschaft*, 39.Jg, Nr.4, 1.4.1994, S.148-158.
- Arendt, H., Mossner, C. (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsräte 1922*, Finanz-Verlag-Gesellschaft, Berlin, 1922.
- Beyer, J., Deutschland AG a.D. Deutsche Bank, Allianz und das Verflechtungszentrum des deutschen Kapitalismus. In: Streeck, W., Höpner, M. (Hrsg.), *Alle Macht dem Markt? Fallstudien zur Abwicklung der Deutschland AG*, Campus, Berlin, New York, 2003, S.118-146.
- Beyer, J., Die Strukturen der Deutschland AG. Ein Rückblick auf ein Modell der Unternehmenskontrolle. In: Ahrens, R., Gehlen, B., Reckendrees, A., (Hrsg.), *Die „Deutschland AG“. Historische Annäherung an den bundesdeutschen Kapitalismus*, Klartext-Verlag, Essen, 2013, S.31-56.
- Cromme, G., Corporate Governance in Germany and the German Corporate Governance Code. In: *Corporate Governance: An International Review*, Vol.13, No.3, May 2005, pp.362-367.
- Eggen-Kämper, B., Modert, G., Pretzlik, S., *Die Allianz. Geschichte des Unternehmens 1890-2015*, Verlag C.H. Beck, München, 2015.
- Feldman, G.D., *Allianz and the German Insurance Business, 1933-1945*, Cambridge University Press, New York, 2001.
- Joly, H., *Großunternehmer in Deutschland. Soziologie einer industriellen Elite 1933-1989*, Leipziger Universitätsverlag, Leipzig, 1998.
- Schönwitz, D., Weber, H.-J., Indirekte personelle Verflechtungen zwischen Großunternehmen über Organe der Geschäftsführungskontrolle. In: *Konjunkturpolitik*, 27.Jg, Heft 1, 1981, S.12-37.
- Schönwitz, D., Weber, H.-J., *Unternehmenskonzentration, Personelle Verflechtungen und Wettbewerb. Eine Untersuchung auf der Grundlage der hundert größten Konzerneder Bundesrepublik Deutschland*, Nomos Verlagsgesellschaft, 1.Aufl., Baden-Baden, 1982.
- Streeck, W., Höpner, M. (Hrsg.), *Alle Macht dem Markt? Fallstudien zur Abwicklung der Deutschland AG*, Campus, Berlin, New York, 2003.

Windolf, P., Die Zukunft des Rheinischen Kapitalismus. In: Allmendinger, J., Hinz, T. (Hrsg.), *Organisationssoziologie*, Westdeutscher Verlag, Wiesbaden, 2002, S.414-442.

Zugehör, R., *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, Opladen, 2003 [風間信隆監訳, 風間信隆・松田 健・清水一之訳『ライン型資本主義の将来——資本市場・共同決定・企業統治——』文眞堂, 2008 年].

2 欧文文献 (著者名の不明のもの)

Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften.

3 日本語文献

海道ノブチカ『ドイツの企業体制——ドイツのコルポレート・ガバナンス——』森山書店, 東京, 2005 年。

佐々木 昇『現代西ドイツ経済論 寡占化と国際化』東洋経済新報社, 東京, 1990 年。

山崎敏夫『ドイツの企業間関係——企業間人的結合の構造と機能——』森山書店, 東京, 2019 年。

山崎敏夫「1965 年株式法以前の時期におけるドイツ 3 大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 57 巻第 3 号, 2018 年 9 月, 71-119 ページ。

山崎敏夫「1965 年株式法以後の時期におけるドイツ 3 大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 57 巻第 4 号, 2018 年 11 月, 21-57 ページ。

山崎敏夫「独占資本主義への移行期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 4 号, 2019 年 11 月, 1-33 ページ。

山崎敏夫「第 1 次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 5 号, 2020 年 1 月, 19-61 ページ。

山崎敏夫「ナチス期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 6 号, 2020 年 3 月, 179-222 ページ。

山崎敏夫「1965 年株式法以後の時期におけるドイツ鉄鋼業企業 8 社の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 57 巻第 5 号, 2019 年 1 月, 87-126 ページ。

山崎敏夫「ドイツ化学産業, 電機産業, 自動車産業における主要企業の役員兼任の構造——1965 年株式法以後の時期における他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 57 巻第 6 号, 2019 年 3 月, 53-100 ページ。

山崎敏夫「1965 年株式法以後の時期のドイツ銀行業, 電機産業および自動車産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 2 号, 2019 年 7 月, 43-89 ページ。

山崎敏夫「1965 年株式法以後の時期のドイツ鉄鋼業, 化学産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 3 号, 2019 年 9 月, 29-69 ページ。

山崎敏夫「ドイツにおける監査役兼任による企業間人的ネットワークと『金融資本』」『比較経営研究』, 第 44 号, 2010 年 3 月, 91-117 ページ。

山崎敏夫「独占資本主義への移行期のドイツにおける保険業企業の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 59 巻第 3 号, 2020 年 9 月, 33-50 ページ。

Interlocking Directorates of the Supervisory Board and the Managing Boards of Large German Insurance Companies in Other Enterprises during the Period of Inflation after World War I: The Cases of Allianz Versicherungs-AG and Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft

Yamazaki, Toshio*

Abstract

In Germany, before World War II, industry-bank relationships were built through various mechanisms such as bank credit and the securities businesses, the shareholdings and deposited stock system, and the assignment of directors from banks to corporation boards. These systems served as a cooperative system between industry and banks as well as among corporations themselves. Industrial concentration in Germany was characterized by new developments in the industrial system that coordinated the interests and shared information between industry and banks and between corporations. Thus, large business systems based on ties between industries and banks were the cornerstone of German capital accumulation and were important processes in post-war German corporate development.

The conditions of interlocking directorates of large German banks on the supervisory boards of other enterprises in three periods before World War II and two periods after World War I has already been considered. However, interlocking directorates between insurance companies and industrial companies as well as those between insurance companies and banks are important issues for understanding characteristics and significance of inter-firm relationships in Germany. In spite of such importance, inter-firm relationships of large German insurance companies that had been built through the interlocking directorates system has not been investigated. This paper uses the cases of Allianz Versicherungs-AG and Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft to analyze their interlocking directorates during the period of inflation after World War I.

Keywords:

Bank • Germany • Industry-bank relationship • Interlocking directorate • Insurance company • Personnel connection • Supervisory board

* Professor, College of Business Administration, Ritsumeikan University

